

# 特別養護老人ホーム青葉苑入居の指針

平成27年4月改定

## 1、目的

青葉苑への入居の取り扱いに関する基準を明らかにし、入居決定過程の透明性・公平性を確保するとともに青葉苑入居が円滑に実施されることを目的とする。

## 2、入居判定対象者の選定について

(1) 入居判定の対象となる方は、入居申込者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は要介護2の方の特例的な施設への入居（特例入居）が認められる者とする。

(2) 特例入居の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある事に関し、以下の事情を考慮する。

- ① 認知症があり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ地域で介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(3) 要介護1、要介護2の入居申込者の特例入居が認められる場合には、以下のような取り扱いにより、入居判定が行われるまでの間に施設と入居申込者の介護保険の保険者との間で情報の共有等を行うこと。なお施設と保険者との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の取り扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではない。

- ① 要介護1、要介護2の入居申込者は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについての必要な情報を入居申込書に記載する。
- ② ①の申込者については、青葉苑は保険者に対して別紙様式第1号により報告を行うとともに、入居が特例入居対象者に該当するか否かの意見を求める。
- ③ ②の求めを受けた場合保険者は、青葉苑に対して適宜意見を表明する。
- ④ 特例入居申込者の状況が変化した可能性があるとは判断したときは 再度保険者に意見を求める。（別紙様式第3号）

## 3、入居の申し込み

### (1) 申込方法

①、入居申込は原則として、介護支援専門員を通じて青葉苑の定めた入居申込書により行う。その時介護支援専門員意見書に被保険者証（写）、直近3ヶ月のサービス利用表・サービス利用表別表を添付する。

（要介護3～5は申込用紙①、要介護1，2は申込用紙②）

②、入院等で担当の介護支援専門員がない場合は、病院等の担当職員に意見書などの作成をお願いする。

③、入居申込を受け付ける際には、原則として入居希望者及び家族等と面接を行い、心身の状況や介護状況

等の把握に努めるとともに、入居順位の決定方法等について説明を行う。

④、申込者は、申込事項に変更が生じた場合は、その旨連絡をするよう依頼する。

## (2) 更新の申込

① 更新は初回申込から1年毎に行う。(青葉苑より更新の案内を送付する)

② 更新の申込は、初回申込と同様の手続きとする。

## (3) 入居受付簿の整備

① 入居申込書及び変更の申出を受理した場合は、入居受付簿にその内容を記録し、管理しなければならない

② 申込者から入居辞退の申し出や削除等の事由が生じた場合は、入居受付簿から削除しその内容を記録する

## 4、入居判定委員会

### (1) 委員会の役割

①、一次判定で上位の人たちの入居優先順位を確定する。

②、特例入居対象者に該当するか否かの審議を行う。

③、入居の指針等入居に関する取り決めに関する検討をする。

### (2) 委員会の構成

①、施設職員(施設長・事務長・副理事長・介護支援専門員・看護師)

②、第三者委員：施設評議員で地域代表の方1名

### (3) 委員会の開催

①、委員会は基本3か月に一回開催する。(入居者の変動により必要時開催することもある)

②、委員会は施設長が召集する

### (4) 議事録

委員会は、協議の内容を記載した議事録を作成し、2年間保管する。

### (5) 守秘義務

委員は、知り得た入居希望者及びその家族等に関する個人情報を漏してはならない。また、委員を退任した後も同様とする。

## 5、入居待機者の優先順位を確定する手順

(1) 入居順位の評価基準により合計点数の高い順に一次判定を行う。

評価基準 (別紙に点数記載)

①、本人の状況の評価：要介護度・認知症による不応行動

②、在宅サービス利用度

③、主たる介護者の状況

④、家族加算

⑤、①～④の合計点数が同じ方が複数いる時は、入居申込年月日(初回申込)の早い方を上位とし、入居希望年月日を考慮して一次判定をする。

⑥、一次判定で高得点となり判定会議の対象となる方には面接を行い、最新情報の収集を行い、必要あれば、

①～④の点数の修正を行う。

(2) 一次判定と入居順序の優先順位を確定する勘案事項を考慮し、入居判定委員会で最終的な優先順位を確定する。(空きベッドが生じた居室の性別への配慮が必要となるため、男女それぞれの優先順位を決める)

《勘案事項》

- ①、介護者が急で重大な疾病等により、居宅での介護の継続が困難になった方への配慮
- ②、要医療状態と青葉苑が対応できる医療機能との対比
- ③、点数が同点の場合、青葉苑のみの申し込み、青葉苑在宅サービス利用者、青葉苑近辺の住民等を考慮する。

(3) 特別な事由による優先入居

次に掲げる何れかの場合においては、委員会の審議によらず施設長の判断により入居を決定することができる。但し、次回の委員会で報告するものとする。

- ①、災害や事件・事故等により委員会を招集する余裕がないとき。
- ②、老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置委託による場合。
- ③、入居者が入院治療の必要性が生じて病院に入院し、退苑となって後、入院治療を終え退院となったが、在宅生活が困難とみとめられる等の場合、状況に応じ再入居を優先する。

6、入居辞退者の取扱い

- (1) 入居待機者より入居辞退の申出があった場合は、入居申込者リストから削除する。
- (2) 入居の働きかけを行ったが、その時点で自己都合で一時辞退があった場合は、施設の判断により、その辞退理由を勘案して次回の入居判定対象外とし、6ヶ月の判定で復活とする。

7、その他

入居検討委員会において 特例入居対象外と判断された方には、この旨文書で通知をする。